

熊本県国定公園の許可、届出等の取扱要領

平成 17 年 7 月 13 日 自保第 318 号

関係地域振興局長宛 環境生活部長通知

改正 平成 18 年 3 月 29 日 自保第 954 号

目 次

- 第 1 章 総則（第 1）
- 第 2 章 特別地域等に関する許可（第 2－第 15）
- 第 3 章 届出（第 16－第 24）
- 第 4 章 国の機関等が行う行為の取扱い（第 25－第 27）
- 第 5 章 利用調整地区に係る許可等（第 28）
- 第 6 章 報告（第 29－第 30）
- 第 7 章 違反行為（第 31－第 35）
- 第 8 章 立入検査（第 36）
- 第 9 章 損失補償（第 37）
- 第 10 章 書類の交付（第 38）

第 1 章 総則

（通則）

第 1

国定公園に係る自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項に規定する特別地域（特別保護地区を除く。以下同じ。）、第 14 条第 1 項に規定する特別保護地区、第 15 条第 1 項に規定する利用調整地区又は第 26 条第 1 項に規定する普通地域内において行う行為に関する許可、届出、報告、違反行為に対する措置又は損失補償等に関しては、法、自然公園法施行令（昭和 32 年政令第 298 号。以下「令」という。）及び自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号。以下「規則」という。）の規定によるもののほか、この要領の定めるところによる。

第 2 章 特別地域等に関する許可

（許可申請書の様式）

第 2

規則第 10 条第 1 項の規定による申請書は、別記様式第 1 によるものとする。

（許可申請内容の事前指導）

第 3

許可申請に関し相談を受けたときは、申請に係る行為の内容及び申請書の内容が法、令、規則及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導に努めるものとする。なお、指導に際しては、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 32 条から第 36 条までの規定に留意するものとする。

(許可申請書の審査等)

第4

1 地域振興局長は、申請書が提出されたときは、当該申請書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には相当の期間を定め、申請者に補正させた上で、申請書が提出された日（申請書の不備又は不足について補正を求めた場合にあつては、当該補正がなされた日）から起算して原則として14日以内に、次の各号に掲げる事項について審査し、その内容が熊本県地域振興局処務規程（平成12年熊本県訓令第37号）第7条の規定により地域振興局長の専決事項とされている行為にあつては自ら処理し、その他のものにあつては別記様式第4により環境生活部長に副申するものとする。

- (1) 公園計画との関係
- (2) 行為地及び行為地周辺の状況
- (3) 施行方法の適否
- (4) 風致景観又は行為地周辺の環境に及ぼす影響
- (5) 許否に関する意見及び許可する場合の条件
- (6) 他法令による処分の状況
- (7) 土地所有者の諾否
- (8) その他許否の判断に必要な事項

2 申請書に不備又は不足するものがある場合に行う補正の要求は、補正に要する相当の期間を定めて行うものとする。

なお、相当の期間を経過しても申請書の不備等が補正されない場合にあつては、速やかに行政手続法第7条の規定に沿って申請を拒否する処分を行うものとする。

3 地域振興局長は、申請書の提出があつた後、規則第10条第4項の規定により同条第3項各号に掲げる事項を記載した書類の提出を求めた場合は、1の規定中「申請書」を「規則第10条第3項各号に掲げる事項を記載した書類」と読み替えて、1の規定を適用する。

4 環境生活部長は、地域振興局長から申請書の副申を受けた日から起算して原則として30日以内に処理するものとする。ただし、申請書の内容の不備その他の事由により指導を要する場合及び環境大臣に協議を要する場合はこの限りでない。

(地域振興局長の専決事項に係る行為の処分に際しての事前協議)

第5

地域振興局長は、国定公園における地域振興局長の専決事項に係る行為で国定公園の風致景観又は行為地周辺の環境に著しい影響を与えるおそれのある行為に関する処分については、第4の1各号に掲げる事項に関する調書を添えて、あらかじめ環境生活部長に協議するものとする。

(環境大臣に協議を要する行為の取扱い)

第6

- 1 地域振興局長は、法第13条第3項及び第14条第3項の許可をしようとする場合において、当該許可に係る行為が当該国定公園の風致に及ぼす影響その他の事情を考慮して環境省令(規則第11条の3及び第12条の2)で定める行為に該当するときは、別記様式第4により環境生活部長に副申するものとする。
- 2 環境生活部長は、地域振興局長から申請書の副申を受けた日から起算して原則として14日以内に環境大臣に協議するものとする。ただし、申請書の内容の不備その他の事由により指導を要する場合はこの限りでない。

(許可に関する審査基準)

第7

- 1 許可申請の許可の適否の審査に当たっては、規則第11条に規定する許可基準、同条第31項の規定に基づき知事が定める許可基準の特例のほか、同条各項に規定する基準の内容を地域の自然的、社会的条件に応じて具体化した国定公園管理計画の風致景観の管理に関する事項の許可、届出等取扱方針(以下「取扱方針」という。)によるものとする。
- 2 規則第11条に規定する基準の解釈及び運用に当たっては、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日付け環自計第171号、環自国第448-1号、第448-2号、第448-3号環境省自然保護局長通知)において定める細部解釈及び運用方法(3において「細部解釈等」という。)によるものとする。
- 3 取扱方針及び細部解釈等は、行政手続法第5条第1項に規定する審査基準として取り扱うこととし、これらについては、同条第3項の規定により、地域振興局において備付けその他の適当な方法により公にするものとする。

(申請の拒否又は不許可処分に当たっての理由の提示)

第8

許可申請に対し申請の拒否又は不許可の処分を行う場合には、行政手続法第8条の規定により、処分の内容を通知する書面(以下「指令書」という。)にその理由を記載するものとする。

(許可に際しての条件)

第9

法第25条の規定による条件は、付された条件が履行されない場合は、法第27条第1項の規定による中止命令等あるいは法第70条の規定による罰則が適用され得ることから、具体的かつわかりやすい表現を用い、原則として別表に掲げる例文によるものとする。

(各種行為の主従の判断)

第 10

- 1 工作物を新築しようとする際に木竹の伐採、土地の形状変更等を伴う場合など、許可申請の内容に、法第 13 条第 3 項各号及び第 14 条第 3 項各号に掲げる行為のうち複数の行為が含まれている場合であって、行為の主従の判断が可能なものにあつては、主たる行為を許可対象行為とし、その他の行為は関連行為として申請書にその旨明記させるものとする。ただし、次に掲げる場合及び主たる行為以外の行為として申請されている内容が、主たる行為に伴って通常必要とされる行為の範囲を超えると判断される場合には、それぞれの行為を許可対象行為とし、個別に申請を行わせ、個別に処分を行うものとする。ただし、一方の許可申請書と他方の許可申請書と併せて提出し、一方の許可申請書の添付図面等中に、他方の許可申請に係る行為の内容を示させることにより、他方の特別地域内の許可申請書の添付図面等を規則第 15 条の 3 第 3 項の規定により省略させることができる。
 - (1) 工作物の新築のための敷地を造成するために水面を埋め立てる場合には、水面の埋立及び工作物の新築として取り扱うものとする。
 - (2) その高さが 13 メートル以上であり、かつ、容易に移転し、又は除却することができない構造の鉄塔（やぐら）を設けてボーリングを行う場合は、工作物の新築及び土石の採取として取り扱うものとする。
- 2 特別保護地区内において、動物を放ち、木竹又は木竹以外の植物を植栽し、若しくは植物の種子をまく行為を法第 14 条第 3 項各号に掲げる他の行為とともに実施する場合であって、行為の主従の判断が可能なものにあつては、次の例のように、主たる行為を許可対象行為とし、その他の行為は関連行為として申請書にその旨明記させるものとする。
 - (1) 特別保護地区内で郷土種による緑化を行うことを目的として、植物の種子を採取する場合においては、緑化を行う場所及びその近隣において種子を採取する行為は、郷土種による緑化（植物の種子をまくこと）の関連行為として取り扱うこととする。

また、播種を行う場所から離れた特別保護地区内の場所において種子の採取を行う場合は、通常必要とされる行為の範囲を超えると判断され、別の行為として取り扱うこととする。
 - (2) 特別保護地区内において有害鳥獣を捕獲することを目的として、よく訓練された猟犬を放つ場合においては、有害鳥獣の捕獲（動物の捕獲）の関連行為として猟犬を放つことを取り扱うこととする。

（相関連した諸行為の取扱い）

第 11

地質調査ボーリングとダム等の建設、発電所建設と送電線架設、温泉ボーリングと給湯管布設等一定の計画に基づいて行う相関連した諸行為については、あらかじめ当該計画の概要を当初の許可申請書に添付させ、計画全体につきその適否を判定することにより、当初の申請に係る行為とその後の申請に係る行為に対する処分が矛盾しないよう措置するものとする。

(特別地域と特別保護地区をまたがる行為の取扱い)

第 12

許可申請に係る行為が、特別地域と特別保護地区にまたがる場合は、同一の者により一体的に行われる場合であっても、特別地域、特別保護地区毎に申請を行わせるものとする。ただし、特別地域内の許可申請書を特別保護地区内の許可申請書と併せて提出し、特別保護地区内の許可申請書の添付図面等中に、特別地域内の許可申請に係る行為の内容を示させることにより、特別地域内の許可申請書の添付図面等を規則第 15 条の 3 第 3 項の規定により省略させることができる。

(許可後における内容の変更手続き)

第 13

規則第 10 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する申請内容又は法第 25 条の規定による条件により確定された工事の着手若しくは完了の日の内容を、当該許可を受けた後に変更しようとする場合は、新たな申請を行わせるものとする。

なお、この場合においては許可申請書の備考欄に、既に許可を受けたものの変更である旨、当該許可処分の日付及び番号並びに許可に付された条件、その他必要な事項を記載させるものとする。

ただし、規則第 10 条第 1 項第 1 号に掲げる事項の変更については、申請者が同一人である場合に限り当該事項を届け出ることによって足りるものとする。

(行為の判断に際しての留意事項)

第 14

行為の判断に際しては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 工作物の「高さ」とは、地上に露出する部分の最高部と最低部との差（建築物にあっては建築基準法第 2 条第 3 号に規定する「建築設備」を含めて算定する。）をいうものとし、「水平投影面積」とは、当該工作物の占める空間の水平投影面積をいうものとする。

なお、道路にあっては、「高さ」は横断図の測点ごとの最高の法肩と最低の法尻の差のうち最大のをいい、また、「水平投影面積」は路肩から路肩までの部分（側溝が接する場合にはこれを含む。）を算定するものとする。

(2) 「住宅」とは、もっぱら日常生活の本拠として利用するために設置される建築物（居住の用に供する部分が延べ面積の 2 分の 1 以上である併用住宅を含む。）をいうものとするが、分譲又は貸付けを目的とした集合住宅、会社等の設置する従業員宿舎は「住宅」に含まないものとする。

(3) 「仮工作物」とは、その構造が、容易に移転し、又は除却することができるもの（自力で移動することができない廃車等を単に地上に置いて食堂等の施設として使用している場合を含む。）であって、かつ、設置期間が 3 年を超えない工作物をいうものとする。

なお、「許可を受けた行為に必要な工事用の仮工作物」の新築、改築又は増

築は規則第 12 条第 6 号の規定により許可を要しない行為としているが、当該仮工作物は直接工事に関わる工作物をいうものとし、資材を他の場所から搬入するための仮索道等はこれに含まないものとする。

- (4) 「土石を採取すること」とは、温泉ボーリング、地質調査ボーリング等も含め、土石を採取して行為地外に持ち出す行為をいい、「土地の形状を変更すること」とは行為後において行為地内における土石の総量が減少しない行為をいうものとする。

なお、規則第 12 条第 19 号の規定により許可を要しないこととされている「土地の形状を変更するおそれのない範囲内で土石を採取すること」とは、小石を拾う程度の行為をいうものとする。

- (5) 標識、案内板、広告塔、遭難慰霊碑、銅像等の工作物は、「広告物その他これに類する物」として取り扱うものとする。

(処分の権限のまたがる行為)

第 15

- 1 国定公園内において行われる相関連する行為であって、その処分の権限が環境生活部長の専決事項とされているものと、地域振興局長の専決事項とされているものが一連の行為としてとらえられ、かつ、同時に申請された場合には、一貫して環境生活部長の専決事項に係る行為とみなし、取り扱うものとする。この場合において、地域振興局長は、自らの権限に係る部分について意見を添えるものとする。
- 2 国定公園内において行われる相関連する行為であって、その処分の権限が複数の地域振興局長にあり、かつ同時に申請された場合には、一括して環境生活部長の権限に係る行為とみなし、取り扱うものとする。この場合において、地域振興局長は、別記様式第 4 により環境生活部長に副申するものとする。

第 3 章 届出

(特別地域等に関する届出書の様式)

第 16

規則第 15 条の 2 の規定による届出書は、別記様式第 2 によるものとする。

(特別地域等に関する届出の処理)

第 17

地域振興局長は、法第 13 条第 6 項から第 8 項まで又は第 14 条第 6 項若しくは第 7 項の規定による届出書が提出されたときは、当該届出書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には届出者に補正させるものとする。

(普通地域内における行為の届出書の様式)

第 18

規則第 13 条の 16 の規定による届出書は、別記様式第 3 によるものとする。

(普通地域内における行為の届出内容の事前指導)

第 19

普通地域内における行為の届出に関し相談を受けたときは、届出に係る行為の内容及び届出書の内容が、法、令、規則及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導に努めるものとする。なお、指導に際しては、行政手続法第 32 条から第 36 条までの規定に留意するものとする。

(普通地域内における行為の届出書の受理等)

第 20

1 地域振興局長は、普通地域内における行為の届出書が提出されたときは、当該届出書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがある場合には届出者に補正させた上で、当該届出書を受理し、別記様式第 5 により受理した旨通知するものとする。

なお、この受理した日をもって法第 26 条第 3 項に規定する「届出があった日」又は同条第 5 項に規定する「届出をした日」と取り扱うものとする。

2 地域振興局長は、受理した届出書について、次の各号に掲げる事項について審査し、法第 26 条第 2 項の規定により禁止、制限又は必要な措置を命ずる必要があると認められるときは、別記様式第 4 により環境生活部長に副申するものとする。

- (1) 公園計画との関係
- (2) 行為地及び行為地周辺の状況
- (3) 施行方法の適否
- (4) 公園の風景又は行為地周辺の環境に及ぼす影響
- (5) 禁止、制限又は必要な措置に関する意見
- (6) 他法令による処分の状況
- (7) 土地所有者の諾否
- (8) その他届出に係る措置の判断に必要な事項

3 上記副申は、届出書を受理した日から起算して 14 日以内に行うものとする。

(普通地域内における行為の措置命令等)

第 21

1 環境生活部長は、法第 26 条第 2 項の規定により禁止、制限又は必要な措置を命ずる処分を行おうとする場合には、行政手続法第 29 条から 31 条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分に当たっては、同法第 14 条の規定により、達又は指令書にその理由を記載するものとする。

2 環境生活部長は、実地の調査をする必要があるとき、弁明の機会の付与に時間を要するときその他届出を受理した日から 30 日以内に法第 26 条第 2 項の処分を行うことができない合理的な理由があるときは、同条第 4 項の規定に基づき同条

第2項の規定による命令を行うことができる期間を延長することとし、その旨及び延長する理由を別記様式第6により届出者に通知するものとする。

(普通地域内における行為の届出に係る着手制限期間の短縮)

第22

法第26条第6項の規定による、着手制限期間の短縮の申請は別記様式第7によるものとする。

(普通地域内における各種行為の主従の判断)

第23

普通地域内における各種行為の主従の判断については、第10に規定するところによるものとする。

(特別地域等と普通地域にまたがる行為の取扱い)

第24

- 1 普通地域内において届出を要する行為が特別地域又は特別保護地区内で許可を要する行為と同一の者により一体的に行われる場合には、普通地域内行為届出書を特別地域等内の許可申請書と合わせて提出し、許可申請書の添付図面等中に届出に係る行為の内容を示させることにより、届出書の添付図面等を規則第15条の3第3項の規定により省略させることができる。
- 2 地域振興局長は、普通地域内の行為に対して禁止、制限又は必要な措置を命ずる処分を行う必要があるか否かを、特別地域等内の行為の許可申請の審査と同時に行う必要があると認めるときは、第21の2の規定の例により、法第26条第2項の規定による命令を行うことができる期間を延長するものとする。

第4章 国の機関が行う行為の取扱い

(国の機関が行う行為に対する準用)

第25

法第56条第1項の規定により国の機関が行う行為に係る協議は、第2章第2から第15までに定めるところに準じ、法第56条第3項の規定による国の機関が行う行為に係る通知は、第3章第16から第19まで、第23及び第24に定めるところに準じて取り扱うものとする。

(普通地域内における行為の通知書の受理)

第26

地域振興局長は、法第56条第3項の規定により、法第26条第1項の規定による届出の例による通知があった場合においては、当該通知書について不備又は不足するものがないことを確認し、不備又は不足するものがあるときは補正させた上で、受理するものとする。

(普通地域内における国の機関の行為に対する協議の要求)

第 27

地域振興局長は、受理した通知書について第 20 の 2 各号に掲げる事項について審査し、必要があると認められるときは、法第 56 条第 4 項の規定により国の機関に協議を求めるものとする。

第 5 章 利用調整地区に係る許可等

(一般的事項)

第 28

利用調整地区について、指定認定機関を指定せず地域振興局長自らが認定関係事務を行う場合の認定申請書等の認定のために必要な手続きの取扱いについては、利用調整地区ごとに別に定めるものとする。

認定のために必要な手続きの取扱いについて定められたときは、地域振興局において備え付けることその他の適当な方法により公にするものとする。

第 6 章 報告

(申請の拒否又は不許可処分に関する報告)

第 29

地域振興局長は、地域振興局長の専決事項に係る行為の申請を拒否する処分又は不許可処分を行った場合は、当該申請書の写しに申請を拒否した理由又は不許可の理由を添えて速やかに環境生活部長に報告するものとする。

(地域振興局長の処理に関する台帳の整備及び処理件数の報告)

第 30

- 1 地域振興局長は、熊本県地域振興局処務規程第 7 条の規定により地域振興局長の専決事項とされている行為に関し処理した内容について、別記様式第 8 により台帳を整備すること。
- 2 地域振興局長は、上記台帳の写しを毎年 4 月末日までに環境生活部長に提出し、前年度分の処理内容について報告するものとする。

第 7 章 違反行為

(違反行為の予防及び発見)

第 31

地域振興局長は、許可又は届出に関して次に掲げる方法により違反行為の予防及び発見に努めるものとする。

- (1) 関係市町村等と連携して国定公園内及び周辺地域の住民、事業者等に対し、法令の趣旨及び規定の内容を機会あるごとに周知させること。
- (2) 公園の区域図及び公園計画図を常に整理し、関係者の求めに応じ随時供覧できるよう備えること。
- (3) 巡視を励行すること。

(4) 申請者又は届出者に対し、許可処分を受ける前又は着手制限期間の経過前に行為に着手しないよう指導すること。

(5) 条件を付して許可された行為については、当該条件の履行を監督すること。

(違反行為に対する措置)

第 32

1 地域振興局長は、許可又は届出に関して違反行為を発見したときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。なお、違反処理については、指導等の記録に努めることとする。

(1) 違反行為の中止を勧告すること。

(2) 違反行為に関する違反事実をできる限り正確に把握すること。

(3) 違反行為が他の法令の規定による違反行為と重複するときは、速やかに当該法令に係る関係行政庁に連絡すること。

(4) 行為の中止を勧告した時点で、当該違反行為により災害の発生の可能性があると認められる場合には、早急に災害防止のための応急措置がとられるよう取り計らうこと。

(5) 違反行為が、第 7 に定める許可に関する審査基準を満たさない場合は、当該違反行為者に対して改善計画の提出を求め、必要な措置を指導すること。

(6) 違反行為が、公園の風致景観に著しい支障を与えており、当該公園の保護のために法第 27 条第 1 項の規定による中止又は原状回復その他必要な措置を執る必要があると認めるときは、意見書を添えて、環境生活部長に具申すること。

2 環境生活部長は、許可又は届出に係る違反行為に関して、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 違反行為を審査し、必要と認めるときは、法第 27 条第 1 項の規定により中止又は原状回復その他必要な措置を命ずること。

なお、中止又は原状回復その他必要な措置命令に従わない場合において、当該状況を放置することが公園の風致景観又は風景に著しく支障を与えるときは行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の規定により必要な措置を行うこと。

(2) 違反行為の態様が悪質である等、特に必要があると認めるときは、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 239 条及び第 241 条の規定により告発の手続をとること。

なお、告発に当たっては、あらかじめ司法当局と調整を行うこと。

(違反行為に対する中止命令等)

第 33

法第 27 条第 1 項の規定により中止又は原状回復等を命ずる場合には、行政手続法第 29 条から第 31 条までの規定により、弁明の機会を付与するものとし、処分当たっては、同法第 14 条の規定により達しその理由を記載するものとする。

なお、中止を命ずる場合で、公益上緊急に処分する必要がある等同法第 13 条第 2 項に該当する場合は、弁明の機会の付与の手続きを執らずに速やかに処分を

行うこと。

(中止命令等に対する履行状況の確認)

第 34

環境生活部長が、中止又は原状回復等の処分を行った場合には、地域振興局長は、被処分者の履行状況を現地にて確認し、必要に応じ環境生活部長に報告するものとする。

(処分権限の異なる違反行為の取扱い)

第 35

違反行為の内容が関連するものであって、当該行為に対する処分の権限が、環境生活部長の専決事項とされているものと、地域振興局長の専決事項とされているものが一連の行為としてとらえられる場合には、一貫して環境生活部長の専決事項に係る行為とみなし、取り扱うものとする。この場合において、地域振興局長は、自らの権限に係る部分について意見を添えるものとする。

第 8 章 立入検査

(職員による立入検査等)

第 36

- 1 地域振興局長は、法第 22 条第 1 項及び法第 28 条第 2 項の規定による立入り、検査又は調査を管下の職員に行わせる必要があると認めるときは、当該職員に対し、立入り、検査又は調査の実施を指示する知事の指示書を交付するものとする。
- 2 当該職員は、立入り、検査又は調査を行う場合は、法第 22 条第 2 項及び法第 28 条第 3 項に規定する身分を示す証明書とともに 1 の指示書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第 9 章 損失補償

(損失補償請求に対する地域振興局長の意見)

第 37

地域振興局長は、法第 52 条第 2 項(同条第 5 項において準用する場合を含む。)に規定する損失補償請求書の提出を受けたときは、次の各号に掲げる事項及び資料からなる詳細な調書を添えて、環境生活部長に副申するものとする。

- (1) 損失補償請求の原因となった行為許可申請書等及び達又は指令書の写し
- (2) 損失補償請求に至るまでの経緯
- (3) 請求理由及び請求額の当否に関する意見並びにこれを証する資料
- (4) その他補償額決定上参考となる事項及び資料

第 10 章 書類の交付

(不許可処分等に係る書類の交付の取扱い)

第 38

次に掲げる処分に係る達又は指令書の交付に当たっては、処分の内容を名あて人に確実に伝達するとともに、処分のあったことを知った日を明確にするため、当該達又は指令書を直接名あて人に交付の上、署名若しくは捺印のある受領書を受け、又は配達証明扱いで郵送することにより交付することとする。

なお、環境生活部長は、第 32 第 1 項第 6 号の規定に基づき地域振興局長から具申を受けたものに係る処分に当たっては、当該処分に係る達又は指令書の写しを当該地域振興局長へ送付するものとする。

- (1) 法第 13 条第 3 項の規定による許可申請に対する拒否又は不許可処分
- (2) 法第 14 条第 3 項の規定による許可申請に対する拒否又は不許可処分
- (3) 法第 15 条第 3 項第 6 号の規定による許可申請に対する拒否又は不許可処分
- (4) 法第 26 条第 2 項の規定による普通地域における行為の禁止、制限等の処分及び同条第 4 項の規定による同条第 3 項の期間の延長の処分
- (5) 法第 27 条第 1 項の規定による中止又は原状回復命令等の処分

附則

- 1 本要領は平成 17 年 7 月 13 日から適用する。
- 2 本要領の改正は、平成 18 年 3 月 29 日から適用する。